

大阪府
河内長野市
市町村コード 272167

令和4年度

市 民 税
府 民 税

特 別 徴 収 の し お り

河 内 長 野 市

税務課 市民税係

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

TEL (0721) 53-1111 (代表)

FAX (0721) 52-1180

はじめに

平素は、市・府民税特別徴収事務について格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和3年分給与支払報告書の提出については、ご多忙中にも関わらずご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、市・府民税の特別徴収事務を実施していただくにあたっての手引きとして、「特別徴収のしおり」を作成しましたので、ご一読いただき、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

■特別徴収についての連絡先
河内長野市役所 税務課
TEL 0721-53-1111(代表)
FAX 0721-52-1180
課税のお問い合わせ 市民税係あて

■令和4年度 市・府民税の主な改正点

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の拡充

・消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の控除期間が3年間延長されます。

なお、11年目以降の3年間については、消費税率2%の引き上げ分の負担に着目した上限が設定されています。具体的には、各年において「建物購入価格の2%の3分の1」または「住宅ローン年末残高の1%」のいずれか少ない金額を税額控除することとなります(※10年目までは改正前の制度と同水準)。

セルフメディケーション税制の見直し

・適用期間の5年延長…特定一般用医薬品等の購入費を支払ったときの医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期限が令和8年12月31日(令和9年度住民税)まで延長されます
・対象医薬品の見直し…いわゆるスイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充します
・証明書類の簡素化…令和4年度以降の住民税について、一定の取組(健康診査等の健康の保持増及び疾病の予防への取組)を行ったことを証する書類(領収書や結果通知書等)の提出または掲示が不要になります(5年間保管しておく必要あり)

■特別徴収と普通徴収

- (1) 特別徴収とは、給与の支払をする人が、給与の支払を受ける人(納税者)から毎月、市・府民税を徴収し、取りまとめて納入していただく制度で、その給与の支払をする人を特別徴収義務者といいます。
- (2) 普通徴収とは、市役所から納税者に直接納税通知書を送付し、納税者が自分で納付する方法をいいます。
- (3) 令和3年中に給与の支払(俸給、給料、賃金、歳費、賞与等)を受け、現在も引き続き支払を受けている人については、特別徴収の方法により市・府民税を徴収することになっています。
- (4) 特別徴収による徴収税額は、原則として、給与所得と給与所得以外の所得に対する所得割額および均等割額の合計ですが、給与所得以外の所得がある人については、申告等により、給与所得以外の所得に対する税額を普通徴収にする場合があります。

また、令和4年4月1日時点で65歳以上の方の公的年金等の所得に係る市・府民税については、公的年金からの特別徴収の対象となるため、給与からの特別徴収はできませんのでご注意ください。

■特別徴収事務

1. 納入方法

- (1) 令和4年6月から(年度途中で通知書を受け取った場合は、その通知書に徴収金額の記入されている最初の月から)令和5年5月まで、毎月給与支払の際に各人の市・府民税の月割額を徴収し、取りまとめて納入してください。
- (2) 納税者が年度途中で当市から他の市町村へ転出されても、令和5年5月までは、引き続き当市へ納入してください。
- (3) 納入取扱場所等については、p.3右下をご覧ください。

2. 納期限

- (1) 納期限は、月割額を徴収していただいた翌月10日(この日が土、日、祝休日の場合はその休日明けの日)です。
- (2) 納期限までに納入されない場合、延滞金および督促手数料を負担していただくことがあります。必ず期限内に納めるようにしてください。
※延滞金の利率については、地方税法及び市税条例の改正により変更となる場合があります。

3. 納期の特例

- (1) 給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合の納入については、6月30日までに「市・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収額の6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を翌年6月10日までの年2回に分けて納入することができます。
なお、申請書の提出が遅れ、たとえば8月に承認された場合、8月分から11月分を12月10日までに納入していただくこととなりますが、6、7月分については、納期はそれぞれの翌月10日のまま変わりませんのでご注意ください。
- (2) 申請書はホームページに掲載しております。
- (3) 承認を受けた場合は、取消の通知がない限り納期の特例を継続しますので、以後申請書を提出していただく必要はありません。

4. 退職者の一括徴収

- (1) 退職等により、残税額を給与または退職手当等から一括徴収していただいた場合は、他の納税者の月割額と合わせて納入してください。
この場合、納入書の「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄に、一括徴収された税額と、他の納税者の税額との合計を記入してください。
(納入書の記入のしかた P.11参照)

(2) 退職後、納付書の送付や納付方法などで納税者にご不便をかけることを避けるために、退職される方の残税額は、できる限り退職時に一括徴収し、納入してください。

- (3) 1月1日から4月30日までに退職し、残税額を超える給与又は退職手当等が、5月31日までに支給される場合は、本人からの申出がなくても、必ず残税額をまとめて徴収してください。
※死亡退職は一括徴収できません。

5. 納税者の異動

- (1) 退職、休職等により特別徴収ができなくなった場合や、転勤、転職により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合など、納税者に異動が生じたときは、「給与所得者異動届出書」(P.8)に必要な事項を記入し、すみやかに提出(送付)して下さい。(届出書の記載のしかたP.7参照)
なお、届出書の提出がないと特別徴収義務者の滞納扱いとなり、また納税者にも、後でご迷惑がかかる原因となります。
- (2) 現在、普通徴収の納税者が就職・復職などにより特別徴収への切替を希望される場合は「特別徴収への切替依頼書」(P.9)により、ご連絡くださるようお願いいたします。

※郵送でご提出いただいた書類の控えの返送が必要な場合は、切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を同封くださいますようお願いいたします。

6. 徴収税額の変更

徴収税額を変更した場合は「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、以後の徴収は変更後の金額で行ってください。
なお、納入書については当初お送りしたものの金額を訂正してお使いください。
※税額修正後の納入書の送付が必要な場合はお申し出ください。
(納入書の記入のしかた P.11参照)

7. 所在地・名称等の変更

特別徴収義務者が、所在地・名称等を変更された場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(P.10)により、ご連絡くださるようお願いいたします。

8. 様式のダウンロードについて

各様式は当市ホームページ(<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>)からダウンロードしていただくことができます。

トップページ下部にある「申請・電子サービス」の「申請・届出一覧」のページを開き、「税金」の中の「個人市民税」のカテゴリを選択して、「市府民税各種申請書」のページをご覧ください。

■退職所得の市・府民税の特別徴収

1. 退職所得と市・府民税

(1) 退職所得とは、退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から一時に受ける給与、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や、社会保険又は共済制度に基づいて支給される一時金（以下「退職手当等」という）をいいます。

(2) 市・府民税は、所得のあった年の翌年度に課税することになっていますが、退職所得にかかる市・府民税については、他の所得と分離して、所得税と同様に退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。この市・府民税を「分離課税にかかる所得割」といいます。

2. 対象となる人

対象となるのは、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、当市内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。

また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市・府民税は課税されません。

3. 税額計算のしかた

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1に、市民税及び府民税それぞれの税率を乗じて算出した金額の合計が分離課税にかかる所得割額です。

■平成25年1月1日以降に支払われる退職所得から、10%の税額控除が廃止されています。

平成25年1月1日以降支払われる退職手当等については、次の計算式で求めます。

$$(1) \quad (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額} \quad \begin{matrix} \text{※1} \\ (1,000\text{円未満切捨て}) \end{matrix}$$

※1 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける「役員退職手当等」に対する退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されています(平成25年1月1日以降に支払われる退職所得から適用)。

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)	障がい者になったことにより退職した場合は、左記により計算した金額に100万円加算します。
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は切り上げます。

$$(2) \quad \text{退職所得の金額} \times 6\% = \text{特別徴収すべき市民税額①}$$

$$\text{退職所得の金額} \times 4\% = \text{特別徴収すべき府民税額②}$$

(①および②は、100円未満切捨て)

①と②を合算した額を支払うべき日の属する年の1月1日における住所地の市町村へ納入してください。

■平成19年1月1日以降平成24年12月31日までに支払われた退職所得の計算方法

$$(1) \quad (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額} (1,000\text{円未満切捨て})$$

$$(2) \quad \text{退職所得の金額} \times 6\% \times 0.9 = \text{特別徴収すべき市民税額①}$$

$$\text{退職所得の金額} \times 4\% \times 0.9 = \text{特別徴収すべき府民税額②} \quad (\text{①および②は、100円未満切捨て})$$

4. 納入方法

徴収していただいた分離課税にかかる所得割額は、その月の給与所得の市・府民税月割額と合わせて、翌月の10日までに納入してください。その際、納入書の金額を訂正し、また必ず裏面の納入申告書に所要事項を記載してください(納入書の記入のしかたP.11参照)。

■納入取扱場所

●下記金融機関の本店または支店

三菱UFJ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行
 関西みらい銀行・池田泉州銀行・南都銀行・紀陽銀行
 三井住友信託銀行・徳島大正銀行
 大阪信用金庫・大阪シティ信用金庫・成協信用組合
 近畿労働金庫・大阪南農業協同組合
 ゆうちよ銀行・郵便局(大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県
 和歌山県内に限る)

※上記の金融機関に合併・名称変更等が発生した場合、後継金融機関において納付可能な場合がありますので、該当金融機関での納付を希望される場合は市役所にお問い合わせください。

※金融機関が行っている「地方税納入サービス」のご利用を希望される場合は、直接お取引先の金融機関にお問い合わせください。その際に必要となる市町村コードは「272167」です。

※eLTAX(地方税ポータルシステム)の『地方税共通納税システム』を利用した電子納税を希望される場合は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)から手続きをお願いします(制度の詳細については同ホームページの『共通納税』の項目をご確認ください)。

■ 課税のしくみ

1. 市・府民税の納税義務者

納税義務者	納めるべき税金
河内長野市内に住所がある人	均等割、所得割
河内長野市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷のある人	均等割

※河内長野市内に住所があるか、あるいは事業所などがあるかどうかは令和4年1月1日現在の状況で判断されます。

2. 市・府民税の非課税者

- | |
|--|
| (1) 令和4年1月1日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている人 |
| (2) 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、令和3年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収でいうと2,044千円未満）の人 |

3. 市・府民税の所得割・均等割が課税されない人

- | |
|---|
| <p>●均等割が課税されない人
令和3年中の合計所得金額が、32万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋19万円 以下である人
（同一生計配偶者＋扶養親族数）が0の場合は、上記の「＋19万円」は適用無し（合計所得金額が42万円以下である人）</p> |
| <p>●所得割が課税されない人
令和3年中の総所得金額等の金額が、35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋32万円 以下である人
（同一生計配偶者＋扶養親族数）が0の場合は、上記の「＋32万円」は適用無し（総所得金額等が45万円以下である人）</p> |

■ 市・府民税の算出方法

[土地・建物・株式等の分離課税に係る譲渡所得、先物取引等に係る雑所得等の場合は税額の算出方法が異なります]

市・府民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額で均等割は定額、所得割は前年中の所得金額に応じて、次の図式によって計算します。



(1) 課税総所得金額において、1,000円未満の端数は切捨てます。

(2) 差引所得割額がプラスのときは、100円未満の端数を切捨てます。また配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額によるマイナスのときは均等割額に充当し、なお控除しきれないときは還付します。

(3) 特別徴収税額が均等割のみである場合及び均等割相当額以下である場合は最初に徴収する月にその全額を徴収します。

※ 住宅借入金特別控除を受けられる方は1年目は確定申告を行ってください。2年目以降は給与所得のみで年末調整が済んでいる方の場合、勤務先より当市へ給与支払報告書が提出されていれば手続きや申告の必要はありません。但し、給与支払報告書の摘要欄に必ず①住宅借入金等特別控除可能額、②居住開始年月日の記載が必要となります。

別表①【給与所得の速算表】

給与等の収入金額	給与所得の金額	
0円～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4=◎	◎×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満の端数切り捨て)	◎×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円		◎×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円 ※	
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円	

※1円未満の端数切捨て

【所得金額調整控除（給与所得金額からの控除）】

下記(1)または(2)に該当する場合、**■**の額を給与所得から控除する。

- (1) 前年中の給与等の収入額が850万円を超え、
23歳未満の扶養親族を有する
または
本人・同一生計配偶者・扶養親族のうち誰かが特別障害者である
のいずれかに該当する場合、

■（給与収入(上限1000万円)－850万円)×10% を控除

- (2) 前年中に 給与所得 と 公的年金等雑所得 の両方を有する場合、

■ 給与所得(上限10万円) + 公的年金等雑所得(上限10万円)－10万円 を控除

別表③【調整控除】

- ①市・府民税の課税所得金額が200万円以下の方
a 人的控除額の差の合計額
b 市・府民税の課税所得金額 } いずれか小さい額×5%
- ②市・府民税の課税所得金額が200万円超の方
{(人的控除額の差の合計額－(市・府民税の課税所得金額－200万円))×5%
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

		人的控除の差額		
障害者控除	普通	10,000		
	特別	100,000		
	同居特別	220,000		
寡婦控除		10,000		
ひとり親控除	母	50,000		
	父	10,000		
勤労学生控除		10,000		
扶養控除	一般	50,000		
	特定	180,000		
	老人	100,000		
	同居老親等	130,000		
基礎控除		50,000		
配偶者控除、配偶者特別控除にかかると人的控除の差額				
		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
配偶者控除	一般	50,000	40,000	20,000
	老人	100,000	60,000	30,000
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超～55万円未満	50,000	40,000	20,000

※配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額55万円以上は調整控除の対象外です。

別表④【税額控除等】

○配当控除

配当所得に課税された場合は、次の配当控除額が控除されます。(単位:%)

種類	課税総所得金額+課税譲渡所得金額等の合計		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6	1.2	0.8	0.6		
特定証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外		0.8	0.6	0.4	0.3
	外貨建等証券投資信託		0.4	0.3	0.2	0.15

○寄附金控除

<対象となる寄附金>

- ・住所地の都道府県共同募金に対するもの
- ・住所地の日本赤十字社に対するもの
- ・都道府県又は市町村に対するもの(ふるさと納税)
- ・大阪府・河内長野市が条例で指定する寄附先に対するもの

<計算方法>

①基本控除額

「寄附金－2,000円」×10%

※復興特別所得税に対応する調整率

②特例控除額分(ふるさと納税のみ)

「寄附金－2,000円」×(90%-0～45%(所得税の限界税率)×1.021)

※控除対象寄附金の上限額は総所得金額等の30%です。

※②については市・府民税の所得割の20%が限度となります。

但し、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村への寄付分に限り、

※限界税率とは寄附者に適用される所得税の最高税率をいいます。

※確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税にかかる寄附金控除がワンストップで受けられる特例制度があります。

別表⑤【均等割】

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための措置として、平成26年度からの市・府民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。(平成26年度から令和5年度までの10年間の措置)

大阪府では、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保するため、平成28年度から府民税均等割額に森林環境税として300円が加算されます。(平成28年度から平成31年度まで→令和2年度から令和5年度まで延長)

	平成28年度～令和5年度
市民税均等割(年額)	3,500円
府民税均等割(年額)	1,800円
合計(年額)	5,300円

別表②【所得控除額一覧表】

控除の種類	控 除 額			控除の種類	控 除 額																																					
基礎控除	430,000円 ※ただし、合計所得金額が2400万円超～2450万円以下の場合は290,000円 2450万円超～2500万円以下の場合は150,000円 2500万円超の場合は0円			生命保険料控除	<p>■平成25年度の住民税より、生命保険料控除が改正されています。</p> <p>●「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新たに設けられています。</p> <p>●平成24年1月1日以降に契約締結した生命保険契約等について、適用限度額が28,000円に変更になっています。</p> <p>(1)【新制度】平成24年1月1日以後に締結した保険契約 (一般・年金・介護医療それぞれに適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般・年金・介護医療の 合算限度額は70,000円</p> <p>(2)【旧制度】平成23年12月31日までに締結した保険契約 (一般・年金それぞれに適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更ありません 一般・年金の合算 限度額は70,000円</p> <p>※但し、平成23年12月31日以前に締結した保険契約であっても、平成24年1月1日以後に「更新」「特約の中途付加」を行った場合には更新等の日以後の保険料に対して新制度が適用されます。</p> <p>(3)(1)と(2)の双方の保険料控除の適用を受ける場合 (1)新制度と(2)旧制度の双方をご契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、①新契約のみで申告、②旧契約のみで申告、③新旧双方で申告の3通りのいずれかを選択できます。但し、③を選択する場合は、それぞれの合計額が申告額となりますが、限度額は28,000円です。</p>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円(上限)	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円(上限)																	
年間の支払保険料等	控除額																																									
12,000円以下	支払保険料等の全額																																									
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																																									
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																																									
56,000円超	28,000円(上限)																																									
年間の支払保険料等	控除額																																									
15,000円以下	支払保険料等の全額																																									
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																																									
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																																									
70,000円超	35,000円(上限)																																									
配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">一般の控除対象配偶者</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (昭和27年1月1日以前に生まれた人)</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>			一般の控除対象配偶者	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	老人控除対象配偶者 (昭和27年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	260,000円	130,000円																									
一般の控除対象配偶者	本人の合計所得金額																																									
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																							
330,000円	220,000円	110,000円																																								
老人控除対象配偶者 (昭和27年1月1日以前に生まれた人)	380,000円	260,000円	130,000円																																							
配偶者特別控除	<p>配偶者特別控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(専従者を除く)の合計所得が48万円超の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																									
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																							
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																							
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円																																							
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																							
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																							
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																							
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																							
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																							
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																							
扶養控除	<p>■平成24年度から年少扶養親族(平成18年1月2日以降に生まれた人)に対する控除が廃止されています。</p> <p>一般の控除対象扶養親族 (平成15年1月2日以降 平成18年1月1日以前に生まれた人 又は 昭和27年1月2日以降 平成11年1月1日以前に生まれた人) 330,000 円</p> <p>特定扶養親族 (平成11年1月2日以降 平成15年1月1日以前に生まれた人) 450,000 円</p> <p>同居老親等扶養親族 450,000 円</p> <p>同居老親等以外の老人扶養親族 (昭和27年1月1日以前に生まれた人) 380,000 円</p>																																									
障害者・寡婦 勤労学生控除	<p>特別障害者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなど)の場合 300,000 円</p> <p>同居特別障害者である扶養親族 530,000 円</p> <p>各260,000 円</p>																																									
ひとり親控除	<p>生計を一にする子(他の人の扶養親族に該当せず総所得金額等の合計額48万円以下)を有し、単身者(住民票の続柄に「夫(見届)」「妻(見届)」の記載がある場合は対象外)で、かつ合計所得金額が500万円以下の人。 300,000 円</p>																																									
雑損控除	<p>(差引損失額－総所得金額等の合計額×10%) } いずれか多い方の金額</p> <p>(災害関連支出の金額－50,000円)</p> <p>※差引損失額＝損失金額－保険金等で補てんされる金額</p>																																									
医療費控除	<p>①(医療費支払額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の5%と10万円とのいずれか少ない額)</p> <p>②(1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額)－12,000円</p> <p>※②は特定健診・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のうち納税義務者本人がいずれか一つ受けていること。</p> <p>①と②のどちらかを選択。(①は200万円、②は88,000円が限度)</p>																																									
社会保険料控除	<p>令和3年中に支払った国民健康保険料、雇用保険料、その他の健康保険料、介護保険料、国民年金や厚生年金の掛金の全額</p>																																									
小規模企業共済等 掛金控除	<p>令和3年中に支払った小規模企業共済法第2条第2項に規定する第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金</p>																																									
地震保険料控除 旧長期損害保険料控除	<p>平成20年度から地震保険料控除が新設されました。損害保険料控除は原則廃止となりますが、平成18年12月31日までに契約した、「長期損害保険」(保険期間が10年以上かつ満期返戻金があるもの)については継続されます。</p> <p>地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>合わせて 最高25,000円</p> <p>※地震保険と旧長期損害保険がセットになっている保険契約は、どちらか一方しか控除対象となりません。</p>			支払保険料	控除額	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円	支払保険料	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円																									
支払保険料	控除額																																									
50,000円以下	支払額×1/2																																									
50,000円超	25,000円																																									
支払保険料	控除額																																									
5,000円以下	全額																																									
5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																																									
15,000円超	10,000円																																									

■ 給与所得者異動届出書の記載のしかた（太枠□の中だけ記入してください。）

異動届出書を市役所へ提出される日を記載してください。

異動された納税者の氏名・生年月日を記載してください。

退職などで課税年度の1月1日現在の住所と変更がある場合は、新しい現住所を記載してください。

結婚、その他で個人別明細書上の氏名から変わった場合に記載してください。

転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称、所在地、電話番号を記載してください。その場合、月割額を連絡されている時は右となりの欄に税額と月を記載してください。

一括徴収する場合は異動された納税者の印を押してください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
所在地 (特別徴収義務者)	河内長野市長 令和 年 月 日 提出	給与支払義務者 氏名 河内 長野 市長	氏名	令和3年度 特別徴収 指定番号	特別徴収 指定番号
個人番号又は法人番号		住所 1月1日現在	住所 1月1日現在	令和4年度 特別徴収 指定番号	特別徴収 指定番号
氏名	河内 長野 市長	生年月日	明・太・昭・平	異動年月日	異動の事由
個人番号		住所 1月1日現在		令和 年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払不期 b. 支払不定期 c. 上記以外
特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)	特別徴収継続	一括徴収	普通徴収(本人が納付)		
一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)	一括徴収				
普通徴収の場合(一括徴収しない) 場合①・②に当てはまらない場合に記入してください。					
注意事項	<p>1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告等を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。</p> <p>2 太線枠内を記入してください。</p> <p>3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までで確定した給与等の支給額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月1日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。</p>				

課税対象年度と税額通知書でお知らせしました指定番号、個人番号を必ず記載してください。

退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までで支払の確定した給与の総額を記載してください。

退職時までで給与から控除した社会保険料の総額を記載してください。

特別徴収することができなくなった事由で、該当するものを○で囲んでください。6. その他 c.上記以外に該当する事由の場合は、()内に簡単に記載してください。

一括徴収予定額を何月分で納入するかを記載してください。毎月の分と合算して納入してください。

年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。

給与又は退職手当等のそれぞれから徴収すべきものとして、給与の支払を受けなくなる方が申し出た金額を記載してください。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。

徴収していただいた月割額の合計額を記載してください。

受付印

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

整理番号	
------	--

(宛先) 河内長野市長 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	
		名称	
		個人番号又は法人番号	
		係	令和3年度 特別徴収 指定番号
		氏名	宛名番号
		電話	令和4年度 特別徴収 指定番号
			宛名番号

給与所得者	フリガナ	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	住	氏名	生年月日	円	月分から 月分まで	円	令和 年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 ()
所	個人番号	1月1日 現在		円	円			
	異動後							

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 千	特別徴収 指定番号	担当者 氏名	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納期限) から 徴収し、納入するよう連絡済です。
	名称		電話番号	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	1の場合	徴収予定額 (ウ)と同額	円	左記の一括徴収した税額は _____ 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。	本人印			

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

- 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
- 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
- 死亡による退職のため

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
	年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

注意事項等

- 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太線枠内を記入してください。
- 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支給額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

A	B	C	D	E	F

特別徴収への切替依頼書

✕	課税台帳	D・B	処理日
処理事項			/

令和 年 月 日 (宛先)河内長野市長	給 与 支 払 者	名 称											特別徴収 指定番号				
		所 在 地	〒 -										係				
		法 人 番 号											氏 名				
														電 話	() -		

下記の者について _____ 月分(翌月10日納期限)から特別徴収を希望します。

給 与 所 得 者	フリガナ				普通徴収通知書番号								
	氏名				生年月日	S・H	年	月	日	普通徴収年税額	円		
	1月1日 現在の住所	河内長野市								普通徴収税額はア. <input style="width: 50px;" type="text"/> 期分まで納付済です。			
	現住所									イ. 全額未納です。 (ア・イどちらかに○をつけてください。)			

切替理由(○をつけてください)	注 意 事 項	①二重納付を防止するため、普通徴収での納付の有無を必ず本人に確認してください。 ②過年度該当分は、特別徴収への切替はできません。 ③前職で一括徴収済、普通徴収で全額納付済、非課税などで、残税額がない場合は特別徴収への切替はできません。 ④普通徴収の納期が過ぎた税額については、特別徴収への切替はできません。 【1期分=6月末日、2期分=8月末日、3期分=10月末日、4期分=翌年1月末日】 ※納期が土曜日の場合は翌々日、日祝日の場合は翌日が納期になります。
入社(就職)したため		
正社員になったため		
復職したため		
その他()		

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 (宛先)河内長野市長	特別 徴収 義務 者	所在地											指定番号		
		名称											連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	
		代表者の 職氏名印												氏名	
		法人番号													

○変更事項のみ記入してください。 ○誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

○訂正・誤りがある場合も、この用紙を利用してご連絡ください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	〒 ー	〒 ー
フリガナ		
名 称		
電 話	()	()
備 考		変 更 年 月 日 令和・平成 年 月 日

◎特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ		フリガナ	
	所在地	〒 ー	名 称	
			電 話	()

